

予算特別委員会会議録(4)(令和7年4定)			
日 時	令和7年12月15日(月)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 4時02分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、新井田・酒井・白濱・松岩・面野・高橋・前田各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、会計管理者ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松岩委員、高橋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高野委員が酒井委員に、橋本委員が新井田委員に、佐藤委員が松岩委員に、下兼委員が高橋委員に、小池委員が白濱委員に、中村岩雄委員が前田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、共産党、自民党、みらいの順といたします。

公明党。

○新井田委員

◎本市のゼロカーボンの取組について

市内のゼロカーボンの取組についてです。

以前にもゼロカーボンに関しての質問をしてきておりますが、現在、第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】と【区域施策編】を基に推進されていることと思います。令和4年度から令和12年度の計画となっており、令和12年度を北海道としても、本市としても中間点としております。

市民や事業者の協力が必須となっておりますが、区域施策編ではデータ分析が結構細かくされておりまして、緻密なものであることが分かり、まずは現状確認も含めてお聞きしてまいります。

各部門ごとに温室効果ガスの排出量についても計画に記載されておりますけれども、本市の各部門ごとの温室効果ガスの排出量についてはどのような割合になっておりますでしょうか。

○（生活環境）環境課長

環境省が公表しております自治体排出量カルテによる、本市における最新の公表値である令和4年度では、製造業などが含まれる産業部門が37%、家庭部門が26%、店舗・ホテル・学校・病院・官公庁などが含まれる業務その他部門が19%、自動車や鉄道などが含まれる運輸部門が18%、廃棄物分野が1%となっております。

○新井田委員

最新の令和4年度時点での情報ということで、やはり産業部門、また家庭の割合も多いことが分かりました。

産業部門はとりわけ製造系の事業所がやはり多いと、家庭での取組ももちろん重要であることが分かりますが、環境省のデータもいろいろな統計調査なども考慮して、都度反映しているようなので、更新タイミングもなかなか明確ではないものの、やはり様々な観点から計算されて出していると思いますので、最新が令和4年度ということも分かりました。

では、周知などに向けた取組について伺います。

令和7年度の脱炭素に向けて事業者、市民へ行った取組をお示してください。

○（生活環境）環境課長

まず、令和7年度における本市の事業者向けの主な取組としましては、事業者が自社の省エネ診断を受ける際の費用を支援する小樽市省エネルギー診断補助金を実施しているほか、脱炭素経営や温室効果ガスの見える化に取り組んでいただくためのセミナーの開催、おたるゼロカーボン推進事業者認定制度を創設しているところです。

また、本市の市民向けの主な取組としましては、国が推奨いたしますデコ活を浸透させるために、おたるデコ活チャレンジ2025や、本年初開催となります親子での制作体験や地球温暖化に関連した企業ブースの展示、デコ活ク

イズ大会などを実施いたしました総合環境イベントである、みんなのデコ活フェスタin小樽を開催したところでございます。

○新井田委員

新しい取組も含めて推進していると思えました。もちろん私もデコ活のチラシを拝見し、市民にしっかり示して取り組んでいると思えました。

また、この取組の中で事業者向けのおたるゼロカーボン推進事業者認定制度も行っているかと思いますが、どのような目的で取り組んでおりますでしょうか。

○(生活環境)環境課長

本制度につきましては、小樽市域の脱炭素化を推進するため、事業者の自主的な省資源・省エネルギー活動、再生可能エネルギー活用等への取組意識を喚起するとともに、ゼロカーボンに向けた取組を自主的かつ積極的に実施している事業者をおたるゼロカーボン推進事業者と認定しまして、市が広く公表することにより、市民及び事業者の地球温暖化防止への取組意欲を広く向上することを目的として進めているところでございます。

○新井田委員

では、本日までに何社が認定になっておりますでしょうか。

○(生活環境)環境課長

認定事業者につきましては、再生可能エネルギーの導入などの要件を満たしました三つ星認定が2事業所、温室効果ガスの見える化や排出量の削減目標の設定などの要件を満たしました二つ星認定が2事業所、ゼロカーボンシティ小樽市の趣旨を理解し、その趣旨に御賛同いただいたなどの要件を満たしました一つ星認定が8事業所の計12事業所でございます。

○新井田委員

それぞれの進捗、取組具合によって、星で評価されるということで、これが増えていくことでこの事業者間ももちろんですけども、市民に向けても対外的なPRにつながっていくのかと思えました。

認定を受けた事業者もさらに意識向上につながって深めていくことにもつながるので、引き続き推進をしていただけならと思えます。

また、ロゴマークの決定もされて、推進の一翼を担っているかと思いますが、どのように使用されてきておりますでしょうか。

○(生活環境)環境課長

環境課を含めました市職員の名刺にロゴマークを印刷し、本市がゼロカーボンに積極的に取り組んでいることをPRしているほか、セミナーなどのイベント、また8月に市で実証実験を行いました自動運転EVバスにも使用されたところでございます。

また、このロゴマークは、市で定めました使用基準を満たす場合は、市内の事業所などにつきましても使用が可能のため、名刺やホームページ等に使用していただいているところでございます。

○新井田委員

様々な場面で使われてきていることが分かりました。

また、先ほど取組にあった市民向けのデコ活チャレンジの周知方法と応募者数はいかがでしたでしょうか。

○(生活環境)環境課長

まず、周知方法についてですけれども、市の広報紙や市のホームページ、SNSのほか、新聞折り込みや市有施設、スーパーなどへのポスター掲示、本事業の受託会社であるHBCのテレビやラジオへの市職員の出演によるPR、FMおたるによるPRなどを行ったところでございます。

なお、応募者数につきましては567人ございました。

○新井田委員

それでは、今年初めて行ったみんなのデコ活フェスタin小樽の来場者はいかがでしたでしょうか。

○(生活環境)環境課長

延べ1,110人でした。

○新井田委員

みんなのデコ活フェスタin小樽も初めての取組ということで1,000人を超える多くの方が来ていただいたところがよかったです。また、デコ活チャレンジに関しても500名を超えて参加していただいたということで、非常にいい機会になったのかと思います。

以前からも述べておりますけれども、やはり知ってもらわないとという部分が非常に大きい壁になると思います。周知、取組については、やはり継続的かつ新たな方法なども検討しながら、進めていかなければならないのかと感じます。先ほどお聞きした各取組について、ゼロカーボンシティへの取組に大きく寄与していると感じました。

取組について、市民の声を聞くアンケートなどを取っていただければ、どのような声がありましたでしょうか、あればお聞かせください。

○(生活環境)環境課長

まず、市民向けのおたるデコ活チャレンジ2025では、未来の子供たちのために少しずつデコ活をしていこうと思った、一人一人の心がけが地球の未来を守ることに変わった、デコ活は地球にも家計にも、自分の体にもよいことなのだとしてきたことに気づいたなどありまして、みんなのデコ活フェスタin小樽につきましては、想像以上に学びのあるイベントであった、来年も参加したい、子供が困らない世の中になるためには、このような啓発活動は大変よいと思ったなどといった声がありました。

○新井田委員

皆さん、非常に前向きに捉えていただいて、やはり子供たちにもしっかりと取組をすることによって、知ってもらう機会になっていることが分かりました。

今後の取組にも反映できるような声もいただくことがあると思いますので、しっかり受けて、大事に進めていただきたいと思います。

また、区域施策編の計画内の省エネライフスタイルという部分では、細かくCO₂削減量とともに家電の利用方法なども記載されていまして、また、設備の変更などでも効果が出せる、照明を蛍光灯からLEDに変える、節水シャワーヘッドの導入など家庭向け、事業所向けに分けてしっかり記載されています。自然との調和や災害時との兼ね合いなども、多面的な観点に立って、目標達成に推進していく必要があることがあり、本当に大変な取組ということが分かります。

また、日常の情報の中で、最新の脱炭素対策、二酸化炭素削減に資する情報を目にする機会が多くなっているように私自身は感じます。

例えば、コンクリートの脱炭素型二酸化炭素吸収技術があります。CO₂吸収コンクリートでセメントの半分以上を特殊な材料に置き換えることで、製造時に排出されるCO₂を大幅に削減する技術があり、コンクリートが固まる過程で、周囲のCO₂を吸収して、製造時からのトータルのCO₂排出量をゼロ以下に抑制できるというので、今、脱炭素社会に非常に重要な技術となっていると。また、製造工程上、二酸化炭素の排出量の削減は無理とされてきた分野だということで、こういった日本発の技術というのが非常にいいかと思いました。

また、太陽光発電でいきますと、フィルム型ペロブスカイト太陽電池というのがありまして、今主流になっている太陽電池はパネルでありますけれども、これはフィルム型なので、薄くて軽くて曲がるという柔軟性のあるものとなっているため、導入場所の幅も広がるというメリットがあるようで、全国でもこの実証実験が始まっているというのもありました。

こういった技術や製品を研究、また実証実験としても本市としてゼロカーボンシティに向けての幅が広がるのではないかと考えます。

こういった最新技術についての情報収集、また所管をまたぐ部分もあるかもしれませんが、庁内における部署間の情報共有などはどうなっておりますでしょうか。

○(生活環境) 環境課長

環境や脱炭素に関する最新技術の情報収集につきましては、環境課に管理する事業者が来庁されまして、技術の情報提供を受ける場合や、市内のエネルギー関連企業等とも定期的に情報交換を行っております、こうした際に、情報の収集を行っているところでございます。

また、国や関連団体が主催するセミナーなどにも環境課の職員が参加しておりますので、こうした際にも情報の収集を行って、必要に応じて関係部署に情報提供したりといったことはやっていきたいと思っております。

○新井田委員

随時来庁されて情報提供に来たり、また、こちらから最新情報を得たりしていることが分かりました。

庁内で情報共有することで、やはり点から線につながっていくことも考えられますので、さらに横の連携も生かしていただきながら、そういった情報共有をしていっていただきたいと思っております。

また、小樽市においては築年数の長い建物も多く、なかなか太陽光パネルを設置するのも大変難しいということもあつたりします。家庭でできる省エネなども推奨しながら、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えていくようなことも一つの考え方かとも考えます。

では、2050年までの中間点として、令和12年度までが残り5年となっておりますが、進捗への所感と課題、また目標までの達成状況、今の感触でもいいのですけれども、お聞かせください。

○(生活環境) 環境課長

まず、基準年となります平成25年度と比較しまして、令和4年度の小樽市内の温室効果ガスの排出量は23%削減されている状況にあります。

今後につきましても、温室効果ガス削減のためには、市はもちろん、事業者や市民の皆様方と一丸となって、省エネや再エネの導入といった取組を行っていく必要があると考えておりますので、今後も中期目標の達成及び2050年のカーボンニュートラルの達成に向けた取組を加速させていきたいと考えております。

○新井田委員

しっかり削減を進めていただいている状況にあると思っております。

また、先ほど申し上げた部分では、新しい取組や情報などがどんどん出てきますので、それを全て把握するのは無理な話だとは思っておりますけれども、柔軟に小樽市の取組や計画などへの反映を考慮しながら進めていってほしいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○(生活環境) 環境課長

脱炭素の分野における新たな情報や技術への対応につきましては、その技術の安全性や効果などを慎重に見極める必要がある一方で、脱炭素の分野における技術革新は日々進化しておりますので、その動向につきまして十分に注視してまいりたいと考えております。

○新井田委員

しっかり情報を得た上で精査しながら、また、先ほど申した横のつながりもぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

◎障害者のコミュニケーションについて

続きまして、障害者のコミュニケーションについて伺ってまいります。

以前から様々な質問させていただいておりますけれども、今、第7期小樽市障がい福祉計画、また第3期小樽市

障がい児福祉計画にも、障害のある方の意思疎通支援、コミュニケーション支援というのがしっかり各所に記載されております。社会参加を支える取組、情報の取得や利用のためにも、まずは障害の特性に合わせた意思疎通支援が大事な取組となっていると思います。

とはいえ、まず、人材不足の部分で、計画の中には奉仕員養成事業の数字も記載されており、前期計画の実績数を見ても、なかなか人材確保が難しいのだということが分かります。

国として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、手話通訳者や要約筆者などの派遣要請を自治体に義務づけておりますが、助成金制度を通じて、人材確保を支援していると思います。

具体的に、国からの助成金制度の支援、またほかの支援についてあればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

国の地域生活支援事業の補助金の対象となっておりますが、国が2分の1、北海道が4分の1、市が4分の1の負担という支援となっております。

○新井田委員

地域生活支援事業の補助金という部分で、障害者が日常生活で円滑にコミュニケーションができる取組が大事ではありますけれども、人材確保の観点では、こういった国の支援があっても、課題がなかなか大きいことが分かりました。

また、このコミュニケーションについてですけれども、小樽市のホームページには、遠隔手話サービスや電話リレーサービスなどの案内もされております。

その中で、今年2月から「ヨメテル」電話リレーサービスが始まりました。」とありましたが、どういったものか御説明願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとしまして、通話相手の声を文字にする電話アプリでございます。

○新井田委員

私も最近知ったところではあるのですが、周知方法については、ホームページだけになっておりますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

小樽市では令和7年2月3日から市のホームページで周知しておりますが、これのほかににつきましては制度を紹介したリーフレットを障害福祉グループの窓口に設置しております。

○新井田委員

それでは、従来の電話リレーサービスと何が違うのか、それぞれのメリット、デメリットをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

まず、電話リレーサービスにつきましては、オペレーターを介して手話や文字で聴覚障害者と会話ができるサービスでございます。

ヨメテルにつきましては、AI音声認識や文字入力オペレーターを介しまして、文字で難聴者や中途失聴者等と会話ができるサービスとなっております。

メリットとしましては、特別な機械を必要とせずに聴覚に障害のある方との会話が可能になります。デメリットとしましては、聴覚障害者は事前登録が必要ということで、登録が面倒という聴覚障害者もいると聞いております。

○新井田委員

できる、できない、また、それぞれの特性に合わせて使われていることが分かりました。それぞれ意思疎通の幅としては広がっているのかと感じます。

また、別のお話になるのですが、今年4月より、一般財団法人日本財団電話リレーサービスから違うサービスの提供が始まったようですが、手話リンクという、自治体等への問合せが気軽になるという記事を目にしました。

こちらは御存じでしたでしょうか。どこかから何か情報をいただいておりますら、そういったものも含めてどういったサービスか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

国からの案内は記憶にございませんが、電話リレーサービスを実施しております一般財団法人日本財団電話リレーサービスからは、登録を勧誘するメールを令和7年5月22日に受け取っております。

また、手話リンクにつきましては、聴覚障害者が自治体等へ問合せをする場合に、事前に電話リレーサービスへの登録がなくても、手話通訳を介して電話で相談や問合せをすることができるサービスでございます。

○新井田委員

使い方というか、登録しなくても利用できる場所、また、特性に合わせての違いが分かりました。

こちらの手話リンクについて、今、本市としては特にホームページの記載がないのですが、何か理由がありましたでしょうか。現行の電話リレーサービスとの兼ね合いもあるのか、詳しくお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和7年4月から導入されたサービスで国や自治体、企業で導入が進んでいると聞いております。

本市では、導入に向けニーズがどれくらいか、費用はどのくらいかかるのかなどを調査・研究している段階でありまして、現在は情報を掲載していない状況でございます。

○新井田委員

今後、本市でも取り入れられるかはニーズの確認ということで分かりました。

意思疎通の取組として、やはりだんだん幅が広がっているのかと感じ、引き続きそういった情報を得ながら判断をしていただきたいと思います。

次に、代筆・代読支援員の派遣についてお聞きいたします。

代筆・代読支援員の派遣のサービスが始まって約1年が経過しましたが、改めてどういったものか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

障害福祉サービスにつきましては、日常的な買物、余暇活動のために外出する際に同行し、身体的介護、視覚的情報の提供、目的地での代筆・代読する同行援護がございます。また、自宅において炊事・掃除等の家事援助の一環として、代筆・代読する居宅介護がございますが、これらの同行援護や居宅介護のみでは、時間が足りなくて、情報取得が困難となっている視覚障害者に対しまして、代わりに読み書きしてくれる支援員を派遣する事業となります。

対象者は市内に住所を有し、視覚障害を原因として身体障害者手帳の交付を受けている読み書きが困難な方となります。

1か月4日まで、1日1時間30分までの利用で、利用料は無料となっております。

○新井田委員

従来のサービスではなかなか対応が難しかったところもあり、新たに対応できる場所であったかと思えます。

この利用状況はいかがでしょう。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

令和7年度の利用状況ですが、11月末現在で利用登録は12名でございます。そのうち利用者は毎月2人から4人の利用となっております。

○新井田委員

しっかりと利用されていることが分かりました。

また、事業者、団体、もしくは利用者からの声は何かありましたでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

事業者から、制度の説明をしたときに、助かりますという声を聞いたということ聞いております。

○新井田委員

しっかりと助かっているという声があったのでよかったですと思います。

開始から何か変更点などがありましたらお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

昨年10月にスタートしておりますが、今のところ変更点はございません。

○新井田委員

では、こちら声聞きながら、時には利用しやすいように改善も必要になってくるかもしれませんので、ぜひ引き続き推進していただきたいと思います。

障害のある方とのコミュニケーションを常に取りやすくしようという考えは、日常生活においても非常に大事なことであり、そこから全てが始まると思います。

東京で行われた、聞こえない方、聞こえにくい方の国際スポーツ大会であるデフリンピックの開催に合わせて、コミュニケーションの壁をなくすという観点でも技術の発展が見えたようであります。

聾者の方は、日常生活では筆談を用いることが多いのですが、文字を読み書きする際には視線が下がるため、相手の表情も見えなくなってしまう、時間もかかっていたそうです。そういった部分を解消する方法として、東京都庁の総合案内では、タブレットと透明なディスプレイが設置され、このタブレットに文章を打ち込むと、透明なディスプレイにその文章が映し出される。案内の職員がその文章に対しての返答を声で話すと、話した文章が瞬時に透明なディスプレイに文字で映し出されるという仕組みがあります。

相手の表情を見ながら、そしてタイムラグを少しでも少なくするといった文字起こしツールを使った新しい形のコミュニケーション、大会の目的の一つであった、誰もが円滑に意思疎通できるユニバーサルコミュニケーションの普及があったそうです。

こういった最新の技術や方法など、多忙な日常業務の中で大変かとは思いますが、情報収集、研究を重ねて、本市における誰もが円滑に意思疎通できるユニバーサルコミュニケーションに近づけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

近年におきましては、技術革新によりまして様々なツールが出てきております。今後いろいろなものが出るのが予想されますが、障害者のために市として何ができるか検討するために、積極的に情報収集に努めてまいります。

○新井田委員

例えば先ほどのこういった新しい取組を本市のここに導入したら、もっと円滑な意思疎通が図れていくのではないかと目線を大事にしていただきたいと思います。

また、様々な観点で、小樽市障がい児・者支援協議会の中でも、各障害福祉事業に対しての協議や点検評価などもしっかりと行われており、小樽市のホームページでも協議会の議事録や概要をしっかりと報告されているのも存じております。体制が整っていることと思いますので、引き続きの取組をお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋委員

◎生成AIの活用について

先日の予算特別委員会でも、生成AIの活用について質問いたしましたけれども、交付金のシミュレーションに関して執行するには至らないという御答弁もありました。そこで終わってしまい、おっしゃりたいことも分かるのですが完全に納得し切れず、デジタル政策をもう少し川上まで遡って改めて確認したいと思っています。

まず、本市では、マイクロソフト365のCopilot、株式会社HBAのLGC GEARといった生成AIツールを導入したと。それによって、行政の効率化と政策立案の高度化が期待されるわけです。そうしたツールの能力をしっかりと引き出してEBPMを実現するためには、組織としての戦略や実行力の確保が必要かと思います。

特に実行力という点では、まず、使ってみるという点が既にネックになっているようにも感じますし、つまり一歩目をまだ踏み出せていない方が結構多いということです。

本市も目指すEBPMにおいて、データの統合分析や施策のシミュレーションを行うAIは、あると便利なツールということではなくて、もはやどれだけ効果的に使うのかが問われています。特にマネジメント層、管理職の皆さんがその点を理解しなくてはなりません。

ここで、一つ目に伺います。

生成AIの導入から現時点までどのような使い方をしてきたのでしょうか。また、庁内でどういう活用実績があるのか、それを共有して優れた取組を横展開することも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成AIの業務利用は、本市にとって初めての取組でありまして、利用状況の把握や好事例の横展開は生成AIの利活用を進める上で重要だと考えておりますので、今月から定期的な利用状況調査を始め、課題や好事例の共有を図ってまいりたいと思っております。

○高橋委員

では、これからという形になるかと思いますが、生成AI導入の大きな理由の一つに、先ほども申し上げましたが、業務の効率化があります。

この生成AIの導入によって、業務量の削減効果をどの程度見込んでいるかに関しても、今の時点でのお考えをお聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

現時点では、具体的な削減効果を見込んではおりませんが、他都市においては、文書の要約や文書案の作成などで業務削減効果が出ていると認識しており、先ほどお答えいたしました定期的な利用状況調査において、業務削減効果についても収集していきたいと考えております。

○高橋委員

今、他都市のことも触れていただいたので、削減効果に関しては、やはり他のまちをしっかりとベンチマークとして、本市の取組がどのレベルなのかを比較することも重要かと思います。

実際、神奈川県相模原市や福島県など複数の自治体においても、業務の工数を大幅に削減ができて、業務時間が30%から40%削減できることも報じられています。ただ、効果がすぐに出るわけではなくて、それまでに1か月以上かかる場合もあるとも言われますので、早い段階からの目標値の設定や継続的な改善ができる仕組みが必要だと

思います。

次に、Microsoft365 CopilotとLGC GEARの両者の使い分けや、使用できる職員について改めてお示しください。特にLGC GEARは議会答弁を作ることに使われるシステムということですが、本市ではどのような用途になるのか、お示しいただけますか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

まず、二つの生成AIツールの使い分けやLGC GEARの活用用途についてですが、Microsoft365 Copilot Chatは、最新のAIモデルが利用でき、インターネット上の情報も参照できるため、比較的新しい情報から回答を生成することができます。

一方、LGC GEARは少し古い令和5年までのデータを学習したAIモデルを利用することとなりますが、本市の持つ行政データを参照させることで、より精度の高い回答を得ることができます。

次に、生成AIを利用できる職員については、Microsoft365 Copilot Chatは小樽市が管理するメールアドレスを付与されている職員、LGC GEARは市内ネットワークにつながるパソコンを貸与されている職員が利用できますが、いずれも希望する職員がガイドラインを熟読し、動画研修を受講、上長の許可を得た上で利用を許可する形となっております。

○高橋委員

次に、LGC GEARで、行政データは何をどうやって学習させてきたか、お答えいただけますでしょうか。先ほど令和5年までのデータを学習しているというお話もありましたので、その更新に関しても触れていただければと思います。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

LGC GEARで行政データを登録する方法については、利用者個人で参照するために登録する方法と、全ての利用者が参照できるように登録する方法の二つがございます。現時点では、全ての利用者が参照できる行政データとして、過去の市議会会議録を登録しております。

他都市においては、議事録のほかに給与や休暇制度に関する情報や、広報誌や統計データなどを登録することで、様々な回答に利用していると聞いておりますので、本市でも登録情報の拡充を図ってまいりたいと思います。

先ほどの回答にもありましたとおり、LGC GEARは令和5年までのデータを学習しておりますので、それを補完するような形で、最新の行政データを登録していくことで、より生成AIの活用の幅が広がるものと考えております。

○高橋委員

次に、LGC GEARに関してもう一つお聞きするのですが、これは現状1年間の無償導入と言われていたかと思いますが、その1年間でどのように使っていくのかというところで、活用のための計画、あるいはそれに準ずる目標みたいなものはあるのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

活用のための計画や目標については定めてはおりませんが、文章や議事録の作成、企画立案の補助、アンケートの分析など他都市での活用事例は本市でも効果が期待できるものと考えており、定期的な利用状況調査から、好事例や課題を収集し、生成AIの有用性を評価していきたいと考えております。

○高橋委員

では、1年間の無償の期間が終わって、本格的に導入するかを決めていくことになると思います。

継続する場合には、要は費用がかかってくると思いますが、その予算づけに対する考え方をお示しいただきたいと思います。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

LGC GEARの無償利用期間は令和8年11月までであるため、その時期までには有用性や課題などを取りまとめ、また、他都市での導入実態なども踏まえ、有償の生成AIツールを導入するべきか、導入するとした場合のツールの選定を進め、予算づけを判断したいと考えております。

○高橋委員

それでは、実際に活用するためのスキルについてもお聞きます。

Microsoft365 Copilot ChatとLGC GEARのスキルの習得、例えばプロンプトの書き方や、こういった場面に使えるかなどの研修に関してはどうなっているのか、お聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成AIを利用するに当たり、遵守すべき事項をまとめたガイドラインとは別に、生成AI利活用の手引を作成しております。この手引の中で、生成AIに役割を設定する、質問を重ねてラリーをするなど、活用につながるノウハウや他都市が公開しているプロンプト事例集を示しております。

また、LGC GEARの開発事業者と締結している連携協定での取組事項として、生成AIの活用スキル向上に関する場合がございますので、事業者による職員研修を実施してまいりたいと考えております。

○高橋委員

先ほど、Microsoft365 Copilot Chatに関して、まず、職員の方の中にも一歩目を踏み出せていない方がいるのではないかというお話をさせていただきました。この汎用性の高いAIを使ってデータの準備やリテラシー向上の起点として、しっかり戦略的に位置づけて、そうした部分の活用を促すことが必要かと思うのですが、お考えをお聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

生成AIは新しい技術であり、情報漏えいや回答の不確実性などマイナスな側面がある一方で、業務効率化や生産性向上などのプラスの側面があることも事実であります。

本市においても、生成AIを安全に使うためのガイドラインを定め、今後、定期的な利用状況調査や事業者による利活用研修、好事例の横展開などを進め、多くの職員に利用してもらいながら、生成AIの課題や有用性を確認してまいりたいと考えております。

○高橋委員

では、先日の予算特別委員会に関して、交付金の件でも、生成AIによるシミュレーションをお願いしたところ、現状では難しいという旨の答えであったと。

この問題がどういう部分にあるのかを確認したいのですが、先ほどもお話がありましたけれども、デジタル推進室では活用のガイドラインを設けているものの、政策のシミュレーションをすることについて、使っては駄目だとか、逆に積極的に使いましょうという規定はあるのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

ガイドラインの中では、個人情報や機密情報を入力しないことなどを定めておりますが、政策のシミュレーションそのものに関する規定はありません。

○高橋委員

ということは、使っても大丈夫だとは受け止めますが、EBPMを考えたときに、生成AIの役割は、政策の完全な正解ではなくて、客観的なデータに基づいて最も効果的な政策の方向性を示して、そこで判断の公平性や透明性を高めることにあるわけです。

生成AIを含めたデジタルツールの活用などDXに関しても、各部や課において誰がリードして、ノウハウやスキルを広めていくことになるのか、お聞かせください。

○(総合政策) デジタル推進室宮川主幹

幹部職員がDXを推進する意義や必要性などについて理解を持ち、各部、各課の中で強いリーダーシップを発揮できるよう、DXの機運醸成を図っていくとともに、一般職員についても各課においてDXを推進していきけるよう、研修等を通じて、スキルやノウハウの向上に努めたいと考えております。

○高橋委員

かつてはそろばんでの計算が計算機になったり、手書きのものがPCの入力になったり、これまでも技術によって、業務というのは効率化されてきたと思っています。そこで浮いたリソースを別の行政課題に費やすことで、市民サービスが向上するわけですし、活用に対して消極的なお考えの方がいらっしゃるとすれば、逆にそこを転換して、どうやったらよりよい活用ができるかというマインドに切り替えていただければと思います。

○面野委員

◎令和7年度小樽市一般会計補正予算について(障害者福祉費について)

それでは、補正予算の障害者福祉費について伺っていきたいと思います。

今回、補正予算の障害者福祉費については、多数の業務に対してそれぞれ補正が組まれているわけなのですが、とりわけ補正予算額、サービス利用者の見込人数が大きい三つの事業に関して伺っていきたいと思います。

初めに、介護給付費の施設入所支援は当初予算5億7,796万5,000円が計上されており、サービス利用者数の見込みとしては3,252名で、1人当たりの単価は17万7,726円でした。

4月から7月の実績は、事業費ベースで2億1,405万3,000円と示されておりますが、まず、施設入所が必要な利用者はどのような方が対象となるのか、また、どのような事業になっているのかをお伺いしたいと思います。

○(福祉保険) 福祉総合相談室岡本主幹

施設入所支援のサービスにつきましては、施設の入所者に主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などをするものでございます。

主な対象の利用者としてしましては、施設で入浴、排せつ、食事の介護を受けるサービスである生活介護を受けている障害者であり、障害支援区分が4以上、50歳以上の方については区分3以上です。ただし、区分に満たない場合でも、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の必要性を認めた者は利用することができます。

○面野委員

基本的には、生活介護を受けていらっしゃる方の延長の複合的な支援であるというお話だったのですけれども、確認させていただきたいのが、説明資料に利用者数の見込みは3,252名と示されていたのですが、これは延べ人数なのか、それとも実人数なのか、お聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室岡本主幹

これは1か月の利用人数を12か月に換算した延べ人数でございます。

○面野委員

それでは、事例として伺いたいのですが、実態としては極めて少数、もしかしたらもう皆無なのかもしれないのですが、1度施設入所支援を受けて、生活環境なども含めて、体調や症状といった状態が改善されて、本支援事業を受ける必要がなくなるケースはあるのでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室岡本主幹

施設入所している方の地域で生活したいなどの意向を確認しながら、施設の職員、それから相談支援専門員が都度その相談を受けまして、在宅生活に移行する方は少なからずおります。また、中にはグループホームへ移行される方、または家族の支援と在宅サービスを受けながら御家族と一緒に暮らされる方もございます。

○面野委員

それでは、多少の増減、時として減になる場合もあるという押さえで承知しました。

次に、施設入所支援事業の補正予算として6,419万5,000円が計上されていますが、こちらの主な理由としては、新規サービス利用者が増加したというものなのか、それとも既存の利用者の重度化に起因する介護費用の増額なのか、または施設のサービス単価上昇によるものなのか、実情について御説明をお願いいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

施設入所の利用者自体につきましては、微増傾向にございますが、障害者の高齢化に伴いまして、重度化によるサービス単価の上昇によるものと考えてございます。

○面野委員

次に、受入れ可能な施設、それから介護人材、いわゆる受皿について伺っていききたいと思います。

利用者が増加するスピードと受入れ可能な施設、それから人材が追いつかなければサービスの低下を招く原因になると考えられますけれども、近年の利用者の増減の傾向と受入れ可能施設、それから介護人材など支援を提供する環境について本市の課題があればお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

一部の施設につきましては、順番待ちといったものを聞いておりますが、今のところ、サービス提供事業者が少なく困っているという声は、市には届いてはございません。

人材確保につきましては、全ての業種の課題と認識してございますが、まず、現時点で、障害サービスとしましては、施設を増やすよりは、地域生活へ移行するというのが流れになっております。市内の障害福祉サービス事業所が役割を整理した本市の地域生活支援拠点等といった事業を円滑に機能させていけるかが課題と考えてございます。

○面野委員

次に、介護給付費の生活介護について伺います。

先ほど、施設入所支援に関する御答弁を踏まえまして、生活介護の支援はどのような方が対象となり、どのような役割を担う事業なのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

こちらのサービスとしましては、常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスでございます。

対象利用者につきましては、施設入所者は障害支援区分が4、50歳以上の方につきましては3以上である方、あと通所の方につきましては、障害支援区分が3、50歳以上の方については2以上が対象となっております。

○面野委員

ただいま施設入所支援と生活介護について伺ってきたのですが、生活介護に対する当初予算が13億7,854万1,000円で、見込利用者数が5,869人と示されています。1人当たりの単価は23万4,885円と示されていますが、先ほどお話ししたとおり、施設入所支援の1人当たりの単価は17万7,726円で、この両事業を比較すると、生活介護が金額的には上回っている状況になっております。

24時間支援を前提とする施設入所支援が生活介護よりも1人当たりの単価が低いというのは、何か逆説的な状況とも受けられるのですけれども、本市としてはこのような実態をどのように分析されているか、お示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

施設入所されている利用者につきましては、基本的に日中は生活介護や就労継続支援を受ける形となっております。そのために、施設入所サービス費用については夜間から朝までの支援を行うものでありまして、国で定められている1人当たりの報酬単価が施設入所よりも生活介護のほうが高くなっていることが考えられます。

○面野委員

制度上は順接的であるという御説明だったのですが、念のためにお伺いしますが、本来、施設入所支援相当の支援が必要と考えられる方が、施設の受入状況等によって生活介護にとどまっている実態がないか、懸念しています。

一部地域によっては、入所待ちという現象も起きていることで、先ほども御答弁いただいたのですが、施設入所支援の市内の受入れ可能人数、受入率は定量的データとして把握されているか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

施設入所の定員になりますが、和光学園が50名、北海道宏栄社が55名、松泉学院が60名、小樽四ツ葉学園が60名、朝里ファミリアが52名となっております。

受入率につきましては把握しておりません。

○面野委員

今、キャパシティの数字は押さえているけれども、受入率は把握されていないということで、例えば、先ほども御答弁いただいた入所待ちに関する相談件数や待機の実態については、利用者や御家族の方から伺っている情報はあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

市内の相談支援専門員などから、施設入所の相談があった際に、市の障害福祉グループから施設利用依頼書を入所を希望する施設に送付しております。施設から待機順位の通知があるところにつきましては管理、把握している状況でございます。

○面野委員

ちなみに、何人もいらっしゃって待機期間が長いという感じなのですか、それとも割と少ない人数の方が待機されているのか、どのような状況になっていきますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

今、手元にデータを持っていないのですが、書類などを目にする中では、大体3人、4人の順番待ちはよく目にしております。

ただ、そのことによって待つ期間が長過ぎるなどの苦情というか、そういう声は特には受けてはございません。

○面野委員

訓練等給付費の中の就労継続支援について質問を三つほどまとめてお伺いしたいと思います。

就労継続支援にはA型とB型という種類の事業所があると思うのですが、近年の事業所数の傾向についてお示ください。

それから、就労継続支援の事業費の支給先と、支給される費用はどのように算出されているのかについても伺います。

次に、就労継続支援B型は、基本的には長期的な生活支援の場として機能していることが全国的に少し課題になっているのですが、本市の考え方として、就労継続支援B型は次のステップとしての通過点と位置づけているのか、それとも長期的な生活支援の場として捉えているのかをお示しいただいた上で、就労継続支援の環境改善に関する取組で本市が行っていることがあれば御紹介いただきたいのですが、お願いいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

就労継続支援の市内の事業所数でございますが、5年前の令和2年度と比較しまして、A型につきましては令和2年度が1事業所でしたのが、令和7年度は6事業所となっております。B型につきましては令和2年度が21事業所でしたが、令和7年度は27事業所となっております。

次に、事業費の流れになりますが、それぞれの事業所が国の報酬算定に従って算出し、それを国民健康保険団体

連合会に請求し、国民健康保険団体連合会から各事業所に全額が支払われる流れとなっております。

次に、市としての就労継続支援B型の認識につきましては、必要な訓練、支援を行いまして、一般就労につなげるものと考えてございます。本市では、原則サービスを利用する全員に相談支援専門員がついておりますので、相談支援専門員が引き続き橋渡し役としての役目を担ってもらえるように、これからも働きかけてまいりたいと思います。

また、令和7年10月からの就労選択支援という新しいサービスが開始となっておりますので、市としても障害者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるように、市内の事業所と連携しながら支援に努めていきたいと考えてございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について、質疑いたします。

まず、今回の条例改正は、どういった理由で行うのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

今回の改正でございますが、令和6年4月のデジタル庁からの通知により、標準準拠システムの中で住登外者宛名番号管理機能を実装する自治体は、個人番号の独自利用事務及び独自利用を行う事務の処理のための庁内連携について条例改正が必要であることが示されたことから、この機能を実装する本市においても今年度の標準準拠システムの稼働に合わせて所要の改正を行うものであります。

○酒井委員

ということは、自治体情報システム標準化に伴うということで確認してよろしいでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

そのとおりでございます。

○酒井委員

令和3年5月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、標準化法により、国は自治体基幹業務を対象に、国が策定した標準準拠システムに移行することを義務づけました。

それでは、自治体基幹業務はどの業務が対象となっているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

対象の業務でございますが、住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票、選挙人名簿管理、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、就学、障害者福祉、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、生活保護の合計20の業務であります。

○酒井委員

住民基本台帳や戸籍、戸籍の附票など二重業務ということであります。

それでは、システム移行と国による地方公共団体への財政支援である基金設置期限は、当初いつまでとされていたのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

当初は令和7年度末までとされておりました。

○酒井委員

令和7年5月、地方公共団体情報システム機構法が改正され、デジタル基盤改革支援基金の設置期限が令和12年度まで5年間延長されました。同時に、基金設置期限までに移行が困難な自治体には、国の責任で必要な人的、財政的な支援をするよう求める附帯決議も採択されました。

移行期限については、昨年10月に、標準準拠システムの開発大手である富士通株式会社などが令和7年度末の期限までに移行作業を終えることは困難であるということデジタル庁に報告しています。本格的に自治体ベンダーが標準化に向き合ってみると、令和7年度までに20業務標準化は困難だとする、そういった自治体が相次いでおります。

そもそも地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行を原則、令和7年度までに完了するという目標は、いつ、どのような根拠で決められたのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

令和2年12月に、デジタル・ガバメント実行計画が閣議決定されまして、その際に標準化への移行目標時期を令和7年度までとされました。それに合わせまして令和3年5月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が公布され、同年9月に施行されております。

○酒井委員

この間、デジタル庁は移行期限が迫りつつあった令和5年10月から移行困難システム、現特定移行支援システムの調査を行っております。

デジタル庁の特定移行支援システムの該当見込み(概要)では、令和7年度末に移行が間に合わないシステムと団体と数について公表しております。どういった事由が示されているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

移行が間に合わない事由は、四つ示されております。具体的には、現行のシステムがメインフレーム、ホストコンピュータで運用されている場合、二つ目が、現行システムがパッケージシステムではなく個別の開発で運用されているシステムである場合、三つ目が、現行事業者が標準準拠システムの開発を行わないとしているシステムであり、かつ代替システムの調達見込みが立たないという場合、最後に、事業者のリソース逼迫による開発または移行作業等の遅延の影響を受けるなどの場合の四つでございます。

○酒井委員

本市においても当初の目標でありました令和7年度末の移行となっていると思います。

令和4年第1回定例会予算特別委員会では、令和7年12月までに標準準拠システムへ引っ越ししまして、翌1月に新システムを稼働させるというスケジュールと答弁されておりました。現在のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

現状、当初の想定スケジュールから若干の遅れが出る可能性もございますが、年度内には稼働できる見込みでございます。

○酒井委員

ということは、全ての自治体基幹業務で、期限どおりの移行ができる見込みということでしょうか。

○(総合政策) デジタル推進室南主幹

現システムにも実装されていない機能や、大規模自治体でしか使用しないと思われる機能などの業務に支障が出ない範囲で一部機能の実装が遅れるものがございますが、標準準拠システムそのものは、おおむね今年度中の稼働ができると見込んでおります。

○酒井委員

日本共産党は、標準化を含む国のデジタル戦略について、職場への負担増や人員削減の手段とされるおそれ、自治体独自の住民サービスができなくなるおそれ、自治体の住民を守る機能の喪失、住民の個人情報、プライバシーの流出、デジタル関連企業に自治体が支配されるおそれ、大規模災害の停電やサイバー攻撃等で自治体が機能しなくなるおそれ、テレワーク推進による情報漏えい、長時間労働、ストレス増加のおそれなどから反対してきました。

行政のデジタル化を生かすことで、行政手続の迅速簡便化が図られ、住民の選択肢を増やすことはいいことです。しかし、政府の自治体改革では、自治体に及ぼす影響があり、住民へのサービスが低下しかねない問題があることを述べます。

◎就学援助の電子申請について

次に、就学援助の電子申請についてであります。

以前に、就学援助の電子申請について質問いたしました。札幌市で行っている例、令和4年度入学予定の新1年生がいる世帯を対象で、スマートフォンまたはパソコンなどを使って、学校を経由せずに時間を問わず申請できることを紹介しました。

答弁では、すぐに実施することは難しいとのことでしたが、どういった理由で難しかったのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

以前、答弁いたしました早期の実施が難しい理由につきましては、札幌市と同様の就学援助システムを導入した場合には、システムの構築や維持費を含め、多額の費用が必要となることが理由でございます。

○酒井委員

道内10市のうち札幌市のみだったということ、また、独自のシステム構築にも多額の費用がかかることで難しいとされていたわけであります。

一方で、メリットも示されましたが、どういったことが想定されたのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

導入のメリットにつきましては、就学援助の電子申請を導入する際に、申請する保護者の匿名性であったり、保護者の負担軽減につながることを挙げさせていただいたところでございます。

○酒井委員

ほかの課題はどのようなものだったのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

他都市の状況からも、保護者の中には、就学援助の申請について書面で提出を御希望される方も一定程度いらっしゃると思いますので、書面による申請と電子申請が併用されることにより、事務処理が錯綜するため、業務が煩雑になることが考えられます。

○酒井委員

それでは、本市の就学援助の支給業務はどのようになっているのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室南主幹

本市の就学援助の支給業務につきましては、必要書類を添付いただいて、紙ベースで申請していただき、支給を行っているのが現状でございます。

○酒井委員

札幌市では、業務作業負荷の軽減、事務作業の効率化、正確性の向上が導入における期待される効果だと聞いておりました。

本市で導入するとなれば、こういった効果が見込めるでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

先ほども少し触れさせていただいたのですが、申請する保護者の匿名性や保護者の負担軽減につながることを考えられております。

○酒井委員

札幌市の例では、電子申請に関して各種証明書の添付が不要だとされています。

現在、本市ではどうでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

現状、本市におきましては、市民税が非課税または減免となっており、その年の1月1日現在で、小樽市に住民票がある場合は、所得課税証明書の添付は必要ありません。ただし、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料が減免されている場合は、それぞれの状況に応じて証明する書類の添付が必要になっております。

○酒井委員

そういった書類をわざわざ取って、そして添付しなければならないというのが大変だと。それが不要となるからこそ、相当な負担が減ることになるということではあります。

そもそも、私が電子申請について質問したスタート地点は、近隣町で修学旅行で差別的な扱いがあったことがきっかけでありました。

以前も求めましたけれども、北海道教育委員会から通知された就学援助事業の実施についての該当部分を読み上げていただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

道教委から発出されております就学援助事業の実施についてという通知文書において、就学援助事務を行う上で、児童生徒や保護者間で就学援助を受けていることが特定されてしまうことがないように細心の注意を払い、取り扱っていただくようお願いいたしますと記載されているところです。

○酒井委員

電子申請となることで特定されにくくなるのが期待できます。本市では、どうでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

現時点でも、就学援助の申請書類は細心の注意を払いながら取扱いをしているところではあるのですが、電子申請とすることによって、申請する方の匿名性が高まるのが期待できるのではないかと考えております。

○酒井委員

ところで、今、電子申請と言っていましたけれども、かつての電子申請よりも、かなりハードルが低くなったと思うのです。情報を得るにしても、皆さん、スマートフォンです。保護者たちはteturuで情報を受け取って、出欠を行ったりして、スマートフォンでの申請などは、非常に当たり前になってきたというのが私の実感であります。

先ほど、デジタル推進室から、標準準拠システムへ期限どおりの移行ができる見込みとの答弁がありました。以前、教育長は多くの市は就学援助の電子申請について検討を始めておりませんが、全国的に構築される標準準拠システムの導入の際に検討を開始すると複数の市から回答があったことを述べられておりました。

期限どおりの移行ができるということであれば、就学援助の電子申請について標準化システムの導入に合わせて実施することを求めます。教育長のお考えを伺います。

○(教育)学校教育支援室南主幹

実施に向けての見解でございますが、就学援助のシステムの導入には、導入するシステムによって多額の費用がかかることもありますし、先ほど答弁がありましたとおり、現在、本市では、全庁的な標準準拠システムの構築に向けて取り組んでいるところであります。おおむね順調であるということでしたが、若干の遅れが出る可能性もあるという答弁でありましたので、構築実行を見ながら、引き続き他都市の状況について調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○酒井委員

若干の遅れがあると言っていましたけれども、年度内には稼働できる見込みだと言っているのです。少なくとも新年度から実施することは難しいにしても、例えば、先ほど言っていました標準準拠システム導入の際に検討を開始する複数の市から回答を受けていると、そういった複数の市からの情報などをしっかりと共有して研究していくことができるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(教育)学校教育支援室南主幹

就学援助システムの導入につきましては、メリット、デメリットの双方がございますので、それぞれの研究も今進めているところでございますし、数は少ないのですが、導入したところの状況も踏まえながら、調査・研究を慎重に行っていく必要があるのではないかと考えております。

○酒井委員

◎市営墓地の除草について

次に、市営墓地の除草について伺います。

以前にも同様の質問を行いました。長橋墓地の除草について、市民からお盆の時期に除草されていなかったといった連絡を受けまして、私自身も現地確認をいたしました。確かに他の市営墓地と比べても明らかに雑草が伸びていることを確認し、そして質問に至ったわけであります。答弁では、草刈りの時期が早かったことが原因だったとしております。

最初に、市営墓地14か所の草刈りはどのように行っているのか伺います。

○(生活環境)戸籍住民課長

14か所を比較的規模が大きい中央墓地、長橋墓地などの7墓地と比較的規模が小さい銭函墓地、張碓墓地などの7墓地に分け、二つの事業者へ委託し、比較的規模が大きい7墓地につきましては、おおむね7月上旬から8月上旬の間に、比較的規模が小さい7墓地につきましては、おおむね7月下旬から8月上旬の間に順番に草刈りを行っております。

○酒井委員

草刈りは、職員が行うのではなくて委託ということだと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

全て事業者への委託により行っております。

○酒井委員

委託への流れはどのようになっていますか。

○(生活環境)戸籍住民課長

令和7年度で申し上げますと、市営墓地14か所のうち、先ほど申し上げた比較的規模が大きい7墓地につきましては、例年ですと6月上旬頃に指名競争入札を行い、委託する事業者を選定するところ、今年度におきましては、4月に行いました事前の入札参加意向の調査において、参加企業が1事業者のみであったため、その事業者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であったことから、令和7年5月30日付の随意契約により委託を行っております。

そのほかの比較的規模が小さい7墓地につきましては、小樽市シルバー人材センターから見積書を徴し、予定価

格の範囲内であったことから、令和7年6月18日付の随意契約により委託を行っております。

○酒井委員

それでは、発注の時期、終了時期はどのようになっているのでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

令和7年度の履行期間を申し上げますと、比較的規模が大きい7墓地につきましては令和7年7月1日から8月5日まで、比較的規模が小さい7墓地につきましては令和7年7月21日から令和7年8月1日までとなっております。

○酒井委員

それでは、除草後に市職員が点検や現地視察はされているのでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

現地での点検は行っております。

○酒井委員

行っているとのことですが、きれいに除草されている墓地とそうではない墓地が混在しているのは、一体なぜなのでしょう。

○(生活環境) 戸籍住民課長

除草は仕様書にのっとり同じようにされているものと考えておりますが、それぞれの墓地の除草した時期によって、そういったことが生じているといったこともあると思います。

○酒井委員

時期のお話をされたのですが、例えば早い時期の7月3日頃に刈ってそんなに伸びるのかと私自身も若干、疑問に思うところもありますし、素人目に見ても、明らかにここは刈っていないだろうというものがある、何でこのように混在してしまうのかと。

私の家の近くの墓地は、毎年お盆の時期になると過剰と言えるまでに除草されるのです。その一方で、一部の墓地については、全然やられていない。通路があって、脇に草が生えているというレベルではなくて、通路全体に草がぼっと生えているのです。いや、これは全然違うだろうと思いました。

ところで、除草に係る予算は十分なのでしょうか。もしかしたら、費用に対して足りないということで十分に除草されていないことはないですか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

必要な予算は確保しておりますが、対応できる事業者が限られているという状況はございます。

○酒井委員

業者のせいとはならないのかと思います。

いずれにしても、実際に現地で確認されていることなので、お盆の前にも、職員で、これで大丈夫なのかということも含めて一回りするとか、今までクレーム等が来ていた墓地については改めて確認するなど、いろいろなやり方によって防げると思うのです。少なくとも、長橋墓地について草刈り時期が早かったから雑草が伸びてしまったというのは、私は納得しかねます。しっかり現地を確認していなければ起こらなかったはずです。

来年のお盆の時期にはしっかり除草していただけるということを確認したいと思います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

除草終了時期を少しでも後ろにできないか、除草する墓地の順番を変えるなど、どういう対応ができるか、検討してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○松岩委員

◎若者によるまちづくりの附属機関設置について

まず、若者によるまちづくりの附属機関の設置についてということで、これまでも何年にもわたって議論してきましたが、今回の総務常任委員会で、若者議会という試みを行っている先進的な自治体である愛知県新城市に伺ってまいりましたので、それを踏まえて今回の代表質問で質問したところでございます。

個人的には、附属機関を設置して、こういうことをやってほしいというこだわりは持っているのですが、必ずしも附属機関が最も正解かという、そうではないと思いますので、附属機関でなければならないというわけでもないと思います。

ただ、これまでも若者から意見を聞くということは非常に重要だが、必要に応じて直接意見を伺う場を設けているから、今のところ新設は考えていないという答弁が返ってきました。

これまでは必要に応じてどのような意見を聞いてきたのかを聞かせてほしいと思います。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

これまで必要に応じて行ってきました子供や若者から直接意見をお伺いする場についてでございますが、市全体の事例で御紹介させていただきますと、現在の小樽市総合計画の策定の際に、「これからの小樽のまちづくり」というテーマで、おたる子ども会議において御意見を伺ったケース、そして小樽公園のリニューアルに当たりまして、アンケート調査、そして小学生を対象としたワークショップなどを行い、御意見を伺ったこと、そのほか中学校の部活動拠点校方式の導入に当たりまして、実施する種目等について、児童・生徒の意見を聞いて進めたことといったような事例がございます。

○松岩委員

今、聞いたことはとてもいいことだと思うし、それはそれで否定するつもりは全くないのですが、私がずっと言っているのは少し違って、必要に応じて聞くのではなくて、日常的にというか、通年を通して聞く体制をつくってほしいということなのです。

すごくくさいことを言いますが、未来を担うのは若者なので、若者が未来に希望を見いだせない、もう小樽市からいなくなってしまう。これはもうこのまちでも同じことでして、どうやって若者にいいまちだと、自分たちの誇りを持てるまちだと考えてもらえるかと、そして大人たちはそれをどうやって反映していくかをどの自治体でも試行錯誤、工夫されているのかと思います。

必要に応じてやっていただくのはいいのだけれども、日常的に、通年を通して何らかの形で地域のことを考えて、自分たちで意見を述べて、それを大人たちがしっかり聞き取って反映させていく仕組みというか、流れをつくってほしいという観点で常々質問していたのですが、見解をお願いします。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

本会議でも答弁させていただいたとおり、子供や若者の意見を聞くことは、市政を運営する上で重要であると認

識しております。そのため、これまでも子供、若者の意見を意識して把握に努めており、子育て支援、教育環境の充実、まちの魅力、活力を高めるため、歴史や港などの強みを生かしたまちづくりを進めるなど、子供や若者がまちの未来に希望を持てるまちづくりを進めてきたところではあります。

また、常に意見を聞く取組としましては、子供や若者に限ってではございませんが、市長へ市民の方から直接、御意見等を伝えていただく手段の一つとしまして、市長への手紙を実施しておりますので、そういった手段で子供や若者の方からの意見を聞くことが可能と考えておりますし、御意見の内容によりまして、市政運営への反映もできるものと考えてございます。

○松岩委員

市長への手紙はすばらしい制度だけれども、手紙を書くに至るまで思いを高めたり、ワークショップなどがあれば別ですけれども、実際に何をどう書いていいかまで深くいけるかというところ、子供や若者にはなかなか難しいと思います。なので、そこはもう少し研究してほしいと思います。

今回、愛知県新城市の若者議会の視察に伺ったわけですが、財政的な理由はたくさんあると思うのですが、それ以外に小樽市で実施が難しいとすれば、どういう課題があるのか、お聞かせください。

○(総合政策) 企画政策室赤井主幹

現在、本市におきましては、愛知県新城市の若者議会のような附属機関につきまして具体的な検討は行っておりませんので、現時点で明確な課題という部分では把握していないところでございます。

○松岩委員

私は過去に何回も愛知県新城市のことを質問していきまして、その都度、研究する、調査するという答弁が来ているので、今、研究していないという答弁があったのは非常にびっくりしました。

その程度の認識というか、受け止めだったのかというところで残念なのですが、今回は委員会として視察へ行っていますので、資料もたくさんもらってきましたし、たくさん情報も得てきました。愛知県新城市のような若者議会をつくるのが目的ではないのですが、調査・研究は怠らなideほしいと思います。また、私はこれからも粘り強くこのことを研究していきたいと思います。

◎青少年課が実施する子ども会議の今後について

次に、青少年課が実施する子ども会議の今後についてです。

まず、参加機会について、来年度以降、どうされるおつもりかをお聞かせいただきたいと思います。

○(生活環境) 青少年課長

参加機会についてですが、これまでは市内中学校を三つのブロックに分け、1年で4校ずつ参加していただいておりますが、今後、参加する各校の数、参加人数等について校長会とも相談しているところであります。

○松岩委員

現在、校長会と相談中ということなので、そこは見守りたいと思います。

私が常々求めているのは、必要に応じて聞くということではなくて、グループワークやフィールドワークを通して地域の課題を見つけたり、そこから解決までどうしたらいいのかを子供たちが個人やグループで考えたり、時には大人の方や、インターネットの力なども借りて、そこをまとめて、それを子供たちが市民や多くの人がいる場で発表して、それをきちんと大人たち、行政だったり、いろいろな団体が聞き取って、どうやったらできる限り反映させていけるだろうか。

もしくは、子供や若者の考えることなので、なかなか難しいものもあるかもしれないけれども、どういう理由でできないのかをしっかりと説明していくというやり取りを繰り返していくことがすごく大事なのではないかということをおっしゃってございまして、これがいろいろな自治体で行われているわけでありまして、

個人的な理想は、これを議会形式でやる、いわゆる子ども議会のようなものです。これは主権者教育や政治教育

という観点も入っている体験内容です。ただ、名称にこだわりは全くなくて、愛知県新城市のような若者議会でもいいでしょうし、生徒会との連携でもいいでしょうし、別に子ども議会でなくても、子供何とかワークというものでも全く構わないのですが、いずれにしても、こういった取組をすることが非常にいいのではないかとことを常々言っています。

今、本市で進めようとしている子ども会議というのは、もちろんすばらしいし、これが駄目だと言っているわけではないのです。ただ、これはあくまで個人の人権意識なのです。子どもの権利条約を学ぶという観点ですので、どうしても地域のことやまちづくりという観点が薄くなってしまっているということで、私の考えているものとは少し違うもの。これはこれで非常にいいと思うのですが、子ども会議を拡充したり、推し進めることが私が求めているものとイコールにはならないということは理解してほしいと思います。

子どもの権利条約を学ぶために子ども会議をやるのは非常にいいことだけれども、これを拡充することが、私が求めているものではないということの観点について、現在どう考えているかを聞かせてほしいと思います。

○(生活環境) 青少年課長

子ども会議は、子どもの権利条約を学ぶことを目的としており、その中で市長との対話の時間を設け、子供たちから意見や要望を聞いておりますが、これまでは子供たちから出された質問や意見は会議の中で終了することがほとんどでありました。

今後は、市政への反映といった観点から、子ども会議で議論された内容を担当課である青少年課でまとめ、庁内担当各課で共有するなどし、必要に応じて子供たちへ改めてフィードバックすることなど、今後どういう形がよいのか、これからも考えていきたいと思っております。

○松岩委員

今後、考えるというのは、どちらの点を考えるのですか。子どもの権利条約を学ぶための子ども会議の拡大、拡充による方向性なのか、私が言っている、いわゆる子ども議会的なことに対する検討なのか、両方なのか、どちらですか。

○(生活環境) 青少年課長

子ども会議を拡充することによって、先ほど言いました市政への反映といった観点も含めていきたいと考えております。

○市長

松岩委員にも一度、私たちがやっている子ども会議の状況を御覧いただきたいと思っております。多分御覧になったことはないのではないかと思います。

今、担当からもお話がありましたけれども、大きく分けて、前段で子どもの権利条約について学ぶ時間をつくっております。これは子供たちが、まず、権利条約はどういうものかということと、一つのテーマに沿って、今、防災を使っていますが、災害に陥ったときにそれぞれがどういった行動をしていくのかを、どれが正しいとか、間違っているとかではなくて、子供たちが自由に自分たちの考えを発表する場として、前段に子どもの権利条約を学んでいただいております。

後半は、特にテーマを定めておりません。子供たちは対象が中学生ですから、中学生の皆さんが本市のまちづくりについて思うこと、あるいは希望することなどの御意見をいただいております。この間、いただいた御意見の中で幾つか紹介させていただきますと、やはり子供たちにとっても冬の除排雪はしっかりやっていただきたいという御意見もいただいておりますし、中には、スターバックスをぜひ小樽市に誘致していただきたい、まさに子供らしい御意見もいただいておりますので、こういったことは決して私どもの方向性としては間違っているとは思っておりませんし、子供の意見を聞く場としては、私としては重要な場として位置づけております。

また、今、担当からも答弁がございましたが、どちらかというと、やりっ放しになっております。子供たちの意

見は求めておりますけれども、では、子供たちから出された意見をどういった形で市政に反映していくのか、その視点が欠けていたと反省いたしておりますので、今後はその辺も含めて子ども会議の在り方を考えていきたいと思っております。松岩委員にはぜひ御覧いただきたいと思っております。

○松岩委員

私はたまたまタイミングが合わなくて伺えていないのですが、過去の議事録などを大体見させてもらっています。市長がおっしゃっている後半の自由な意見交換の場が、多分、私が言いたいことを補完しているという趣旨なのかと思うのですが、これまでの議会議論の中では、どうしても前段の子どもの権利条約が前に出てきているような感じがずっとありましたが、市長から、自由に意見を述べてもらうという部分についての拡充を今後、検討していくという趣旨の答弁をいただきましたので、この点については、一旦検討、来年度の新しいやり方について期待したいと思います。

もう1点、付け加えるとすれば、子供たちの体験教育はすごく大事だと思っています。私が昨年、子ども議会を青年会議所で主催させてもらったのですが、本会議場で市長に対して意見を言うというのは、多分、一生忘れられない経験になるし、市政70周年の記念事業として、子ども議会をやられたときに小学生で議長をやられた方は小樽市で大変有名な寿司屋の経営者なのですが、そのときのことを今でも覚えているとお聞かせいただきました。

やはり体験に価値を見いだすというのは、今、市長がおっしゃった後段の自由な意見を言うということも、例えば小樽市勤労青少年ホームの会議室ではなくて、本会議場でやるとか、グループワークを市役所本庁舎の委員会室でやるというのも非常に効果的かと思うのですが、会場についてはどういう考えをお持ちですか。

○(生活環境) 青少年課長

今までは小樽市勤労青少年ホームや市民会館、いなきたコミュニティセンターなど、主に市の施設で開催してきました。

今、委員のおっしゃった委員会室や本会議場を使用して開催することは、子供の体験学習の一環としては有意義だと思われませんが、会議の内容や開催時期、使用の可否を勘案し、開催場所の一つとして考えていきたいと思いません。

○松岩委員

今後の開催場所についても、来年度の1周回って、今、検討していただいている子ども会議でまた盛り込んでいただくと、少しずつ内容が充実していくのかと思います。

この点については私も応援しているものだし、もう1回言いますが、子ども会議を否定するわけではなくて、子供、若者の意見をしっかり聞いてほしいというところを目的としていますので、まずは一旦、今定例会は見守りたいと思います。

◎ふるさとまちづくり協働事業の充実について

ふるさとまちづくり協働事業の充実についてでございます。

現在、事業全体の予算総額が300万円です。300万円で、1事業費当たり30万円を目途にして、30万円のものが10個あったら、10団体で終わりという事業になっています。

私は、ふるさとまちづくり協働事業を実際に活用して事業をやった経験もありますし、多くの議員の方も活用しています。

ただ、素晴らしい内容がたくさんあったときに、予算の額によって減額されたり、不採択になってしまう場合があったりするのが非常にもったいないと思っていました。また、事業年度の都合によって、事業が実施できない時期がどうしてもできてしまうのも、もったいないと思っておりました。

ここについて今定例会の代表質問で質問したわけですが、現在の予算規模がおおむね妥当という趣旨の答弁がありました。どういう理由でおおむね妥当と言えるのか、お聞かせいただきたいと思いません。

○(生活環境)角澤主幹

当事業につきましては、今年度は審査会で採択すべき事業と判断されたものが11事業ございまして、総額305万円程度でありましたので、本事業の要綱第6条第2項に、助成金の総額が市の予算を超える場合は、各団体に交付する助成額の額を一定の割合で減額することができるという定めがありますので、これを適用いたしました。

これまででは、選考結果を基に採択するべきとされた事業が10件程度で推移していたことから、おおむね妥当と判断しております。

○松岩委員

これも考え方なのですが、現在が300万円の予算規模程度の事業しか来ていないから、実測値的には妥当ではないかというのはそうなのですが、例えばこれがもう少し広まっていけば、300万円では効かないぐらいの事業が来るかもしれません。私も正直、使うまであまりよく分かっていない制度でしたが、ゼロから1をつくる時は、いろいろと大変で、こういった予算措置をしていただけると、そこから実装できるようになるというすばらしい制度だと思っています。

いろいろな補助金がありますが、しっかり市側に書類の書き方から一つ一つサポートしていただけますし、補助金を受けているほかの団体の方々との交流や接点を持てるので、互いに相談しながら、どうやっているとか、内容によっては、イベントが近かったら物品の融通をしたりといった形で交流もできるので、ただ補助金を出すという事業とは全く違って、ふるさとまちづくりと書いているぐらいですから、そういった意味でもすごくいい事業だと思っています。

ここがもっと知られると、300万円では効かないぐらいの予算になるのかなどと思ったり、例えば今30万円の予算にしているのを100万円や1,000万円という大きい金額もメニューとして用意すると。ただ、その代わりに、もちろん多額の金額のものは審査も厳しくなるし、該当する団体がいないときもあるかもしれませんが、そのようにやっていくと、市民の使い勝手ももう少しよくなるのかと思います。別に私がそういうのを求めているというわけではなくて、市民全体の意見としてそのように受け止めてほしいと思います。

答弁の中で、事業を活用いただく皆様の使い勝手がよくなるように報告会の中で意見を伺うと聞いていたのですが、私も出ていましたが、報告会は、自分たちの事業がどうだったかという感想や意見を述べる場合が多くて、そもそもの制度に対しての意見を述べるような空気感ではなかったのではないかと感じていました。

この通年で事業ができるようにする仕組みについて、そもそも市がどう考えているのか、聞かせてほしいです。

○(生活環境)角澤主幹

本事業につきましては、まず、募集につきましては例年3月に開始いたしまして、下旬までに申請の受付、それから4月下旬に審査委員会を行い、5月中旬から下旬までに可否を決定し、団体に通知しているものでありまして、早ければ5月下旬から事業に着手いただけている状況にございます。

確かにこの交付決定が早いほど、事業は早く開始することになりますが、前段の流れを考えましたときに、4月に実施したい事業の場合であれば、予算年度前から審査委員会を行うといったスケジュールを組まなければ難しいということがございますし、また、これまで、そこまで早い時期に実施したい団体は出てきておりませんでした。

また、終了時期の部分でございますが、事業報告会を行っておりますけれども、必ずしも事業がそこで終了してなくても、3月中の補助金の支払いまでに提出書類を整えていただくといったことなどにより、調整しながら対応しているケースもありますので、3月中に実施できる部分もございます。

こうしたことから、現行の方法でも4月以外に関しては、ほぼ1年を通して事業を実施していただけていると考えておりますので、今のところ、制度について見直す予定はないということでございます。

○松岩委員

これについては、必ずしもそうすべきというところでもないのですが、単純に前期と後期と日程を分けると、そ

の分の事務費がかかってしまうという課題があるのはもちろん分かりますし、今まで多分1月から4月、5月ぐらいの事業はあるかもしれないですが基本的にはあまりなくて、主にやはり6月から11月ぐらいの間の暖かい時期に行われるのを前提としているものが多いのかと。もちろん冬の事業があるのも存じています。

となると、そういった使い勝手が市民の中でも、もう少し周知されてくると、例えば3月、4月は春期休業といった時期でもございますから、使えるのか、あとは、やはり今、小樽市は夏にいろいろなイベントが集中しているので、毎週どこかでイベントとなると、分散という観点もありますから、今は検討していないということなのですが、今回、ふるさとまちづくり協働事業の事業報告会がまた3月にあると思いますので、そこでどういった意見が出るかなども踏まえて、これも私はすばらしい事業だと思っていますので、報告会での団体の皆さんの意見も聞いて、少しずつ変えていっていただけたらいいと思っています。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎公の施設の管理運営と指定管理者の指定に関して

最初に、公の施設の管理運営と指定管理者の指定に関して質問してまいります。

現在、小樽市では23の公の施設について管理運営を指定管理者に任せる指定管理者制度を導入していると認識しております。23の施設のうち、指定管理者の指定期間の満了が令和8年3月31日である九つの施設につきましては、小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針に基づき選定手続を推進され、八つの施設について、今定例会の議案第17号から議案第23号で上程されました。

残されているあと一つ、小樽市銭函市民センターについて伺ってまいります。

現在、指定管理者の選考方法は公募と任意になっておりますので、小樽市公の施設指定管理者選考委員会における小樽市銭函市民センターの選考方法について、これまでの任意から公募へ変更した理由、指定期間については、全国的に長期化傾向が見られる中、短縮された理由についてもお示しください。

○(生活環境)角澤主幹

まず、指定管理者の選定には公募と任意の二つの方法がございますが、銭函連合町会による管理運営は、市民と協働するまちづくりにつながるということで、任意で選定してきております。今後、新たな指定管理を選定すると、任意の条件は満たさないこととなりますので、基本的な選考方法である公募としたものでございます。

また、今回、指定管理期間を3年にしておりますが、理由につきましては、小樽市公共施設長寿命化計画の見直し等もございまして、近年の銭函地域の特性などを踏まえ、当センターの在り方を考えた場合に、現在の長寿命化計画に定める改修でよいのか、また、必要な機能も改めて整理したほうがよいのではという考えもございました。

そうした場合に、現在の施設の残耐用年数を踏まえますと、改修ではなくて建て替えが想定されましたが、その時点では整備方針が決まっていなかったこともありまして、これまでと同様の5年ではなく3年とした経緯がございます。

○白濱委員

公募の場合の指定管理料の増減についてはどのように想定されていたのか、お知らせを願います。

○(生活環境) 角澤主幹

現在、銭函連合町会に指定管理を担っていただいている中で、除排雪や清掃も職員に行っていただいておりますが、民間事業者の場合には別途委託するのが一般的であるということや、近年の物価高騰の状況などを踏まえすと、現行の指定管理料よりは増額になることは想定しておりました。

○白濱委員

それでは確認のために小樽市の公募の場合の指定管理者の指定手続の流れをお聞かせいただけますか。

○(財政) 契約管財課長

まず、公募の告示を行い、申請受付し、その後、選考委員会を開催し、事業者からの申請書類やヒアリングに基づき審査を行い、指定管理者候補者の選定を行います。その後、選定結果を通知し、指定管理者の指定についての議決を経て、正式に指定管理者の決定となります。

○白濱委員

銭函市民センターの募集の告示はどのようにされたのか、募集開始はいつで、申込締切りはいつであったのか、急な公募への変更ということで、応募希望者が事業計画を十分に検討、立案することができたのだろうか、応募は1団体とのことで、広く市民に周知されたのだろうかなど、周知方法に問題はなかったのかなどを伺います。

○(生活環境) 角澤主幹

まず、今回の募集期間につきましては、10月17日から10月30日までとしておりました。

告示につきましては、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例第3条第1項において、募集開始の1か月前に行うことになっておりますので、9月17日に市庁舎の掲示板に告示文を提出したとしております。

また、募集要項等につきましては、同日付で市ホームページの契約管財課のページで周知してありまして、今回の公募に当たっては、他の施設と同様に、条例に基づき募集期間等の設定を行ってございますので、周知に関しては、特に問題なかったと考えております。

○白濱委員

小樽市公の施設の指定管理者に関する条例上、問題はなかったということで確認いたしました。

今回応募された団体の選考結果については、評価項目の平均点が41.7点で選定されませんでした。では、選考採用ラインは何点で、その根拠は何かお知らせをお願いします。

○(財政) 契約管財課長

各評価項目を5段階で評価するので、中間の評価に当たる3点で評価した100点中60点が選考の目安となりますが、ほかに特定の項目で評価が低くないかも含め、総合的に判断しております。

○白濱委員

それでは、今回申請された団体は、選考結果の通知を受けた後、何か反応があったでしょうか、お知らせをお願いします。

○(生活環境) 角澤主幹

今回の審査結果が出た際には、担当課から結果の内容を持参し、直接業者を訪問して説明させていただいておりますが、業者から特に意見はありませんでした。

○白濱委員

令和8年4月1日からの管理運営につきましては、指定管理者を指定しようとする場合は地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となると認識しておりますので、小樽市の公の施設指定管理者に関する条例に照らし合わせた場合、選考時期を考えると、直営方式ということも考えられますけれども、その場合のメリット、デメリットについてどう捉えているのか、お伺いいたします。

○(生活環境) 角澤主幹

直営方式であれば、公平性を重視した運営ができるということで、サービスの安定感や安心感がメリットであるかと考えております。

指定管理者制度であれば、民間のノウハウの活用により、住民サービスの向上とコストの削減は期待できますが、これが逆に、直営のデメリットと言うまではどうかと思いますが、直営としますと、今述べた指定管理者のメリットがなくなるといいますか、民間のノウハウの活用、住民サービスの向上とコストの削減が若干期待できなくなるというデメリットはあるかと考えております。

○白濱委員

現在、検討中だと思いますけれども、いずれにいたしましても、新年度の事業に支障のないようにお願いしたいと思っております。

それでは、本市の23の指定管理者による管理を行っている公の施設について、現在、公募による申請は幾つで、任意による選定は幾つなのか、念のために確認いたします。

○(財政) 契約管財課長

本市の指定管理者で管理している23施設ですが、内訳については、現在のところ公募が15施設、任意が8施設であります。

○白濱委員

今定例会に提出された議案第17号の小樽市鯉御殿の指定管理者の指定手続の流れのうち、募集の告示については、どのような方法で募集要項が提示され、応募は何団体あったのか、確認いたします。議案第18号の施設、議案第19号の施設についても同じく確認いたします。

○(財政) 契約管財課長

議案第17号の小樽市鯉御殿、議案第18号の小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場、議案第19号の各市営住宅の3件とも同様ではありますが、募集の告示日である7月31日に募集要項についてホームページに掲載し、ダウンロードできるようにしておいたほか、所管部においても紙で配布できるようにしておりました。

応募については、3件とも1団体でした。

○白濱委員

通常であれば大体7月からということで分かりました。

この公募方式は、透明性の向上や公平性の確保、今メリットやデメリットをお聞かせいただきましたけれども、多くの団体に要は広く周知し、複数の団体が応募することにより、競争力が高まり、施設管理運営に多様な提案も生まれる特徴があるものと思っております。

任意方式は専門性の高い施設、緊急時の対応性が求められることなどから、過去の実績が考慮され、特定の状況での採用、特定の団体が選ばれるものと認識しております。

今回の銭函市民センターの事例のように、今後、突然、管理運営できないと指定管理者から申し出ることもなきにしもあらずと考えます。公募にしたところ、応募者団体が少ない施設による複数団体からの応募もあるようですが、本年度においては1社のみのお応募という状況から、募集の工夫も必要と捉えます。

各所管合同で指定管理施設紹介フェアを開催し、期間満了時の公募について施設プレゼンテーションしたり、指定替え施設を一堂で紹介する機会を設けることで、指定管理者制度の関心、注目度を高め、新規事業者が参加しやすい環境を整備することも必要ではないでしょうか。また、周知期間を長く設定したり、ホームページや広報誌への掲載を行うほか、全国的な指定管理に関するサイト等を通じて情報発信に努めることも必要と考えますけれども、本市の見解を伺います。

○(財政)契約管財課長

公募については告示を行い、ホームページ、広報おたる、小樽商工会議所の会報誌に掲載するほか、報道依頼をかけており、今回、新規募集の施設の説明会に4団体が参加したことを考えますと、現在の方法でも十分な情報発信がされているものと考えてはおりますが、より多くの事業者に参加してもらいたいと考えることから、今後とも効果的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

来年度は恐らく九つの公の施設の指定管理について選定手続の推進を行わなければならないと思っておりますので、この辺のところは注視してまいりたいと思います。

◎議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算について

次に、議案第1号令和7年度小樽市一般会計補正予算についてです。

こちら指定管理者管理代行業務費関連債務負担行為から質問いたします。

まず、鯉御殿管理代行業務費等で、債務負担行為限度額が指定期間の5年間で4,562万5,000円と示されております。前指定期間の5年、令和3年度から7年度の債務負担限度額は3,287万6,000円でありました。前回より1,274万9,000円増加しております。

本議案と同じ指定管理者、同じ指定期間で前々回から前回の増加は約314万円でしたので、気にかかる点でありますので、この増加分の理由と詳細をお示しいただけますか。

○(産業港湾)観光振興室吉川主幹

鯉御殿管理代行業務費等の債務負担行為限度額が前指定期間と比較して増加していることについては、最低賃金の引上げを見込んだ人件費が約750万円増加したことや、リーフレット等の印刷に係る経費で約210万円、草刈りや冬囲いなどの保安全管理費で約170万円増加したことなどによるものです。

○白濱委員

それで、今度は市営住宅管理代行業務費等につきまして、こちら債務負担行為限度額が指定期間の5年間で4億9,420万円と示されております。こちら前指定期間の5年間の債務負担行為限度額が4億4,335万6,000円でありましたので、前回より約5,084万4,000円増加しております。

こちら同じ指定管理者、同じ指定期間で、前々回から前回の増加額が1,600万円でしたので、本議案での増加額が多い点が非常に気になります。増加額分の理由と詳細をお示してください。

○(建設)千葉主幹

市営住宅管理代行業務費等で債務負担行為限度額が前指定期間と比較して増加した主な理由につきましては、最低賃金の引上げの影響など、指定管理者の人件費の増加によるものであります。人件費は約3,500万円の増加となっており、これは全体の増加分約5,084万円の約7割を占めております。

なお、残りの増加分につきましては、昨年11月の市営住宅管理事務所の移転に伴う家賃や駐車場料金の増額、設備等の保守点検として、令和8年10月末に完成予定の新塩谷B住宅のエレベーター保守点検及び消防設備点検の追加に伴う増額、また物価上昇に伴うリース車両経費、コピー機等事務用品費、郵便料金の増額などであります。

○白濱委員

指定管理者から提案された金額を施設管理者側と協議して、特に人件費につきましては賃金水準の上昇、変動率を踏まえ、適正に積算されたと判断したものであると思われま。

◎財政調整基金の推移について

次に、財政調整基金の推移について伺ってまいります。

今定例会の一般会計補正予算額は、約11億2,872万円と本年度の中では一番大きな補正予算案となっております。

本年度、現状の財政調整基金の繰入合計額は、推移表から拝見しますと約16億6,500万円と見えますが、確認いた

します。

○(財政) 財政課長

今年度の財政調整基金繰入額の予算につきましては、委員のお話いただきました約16億6,500万円から、今定例会に追加送付させていただきました給与改定に係る補正予算分の繰入額が約2億円ございます。これを合わせますと、今定例会時点で繰入額は約18億6,500万円となっております。

○白濱委員

収支改善につきましては、平成30年11月に作成された小樽市収支改善プラン、期限が令和7年度までとなっておりますけれども、令和5年12月に作成された小樽市中長期財政収支計画により検証され、新たに収支改善に向けた着実な取組を推進していると思われました。

しかし、令和7年11月に時点修正されております。市政運営において、必要な事業に伴う歳出は、当初計画の範囲外に発生し、時には積極的に事業実施をしていかなければならないものと認識しております。

心配されることは、財政調整基金の枯渇であります。令和7年9月作成の財政の概況から基金の推移を拝見いたしますと、令和2年度末現在の残高の24億1,200万円から令和6年度末残高43億3,300万円と年々増加させてきております。

令和2年度から令和6年度にかけての5年間の財政調整基金の増加の要因をお聞きいたします。

○(財政) 西本主幹

財政調整基金の増加の要因につきましては、各年度における収支改善に向けた取組によるところもありますが、新型コロナウイルス感染症の流行や原油価格、物価高騰など社会情勢が大きく変化する中で、国や北海道からの補助金や地方交付税などの財源措置が見込みよりも大きかったことなどにより、決算剰余金を積み立てることができたことが主な要因となっております。

○白濱委員

各種補助金は自治体の事業実施にとって重要な財源ですけれども、依存も課題が残ります。

民間企業では、経営財務指標の目安を表す項目といたしまして、自己資本比率、流動比率、固定比率、当座や負債比率、営業利益率などがありますけれども、自治体における財政指標について確認いたします。

本市の令和6年度決算の健全化判断比率とその比率が基準に対してどうであったのか、確認いたします。

○(財政) 財政課長

令和6年度決算の健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字が発生しておりませんので基準を下回っております。

実質公債費比率につきましては25%以上、将来負担比率につきましては350%以上になりますと、早期健全化の団体に該当することになりまして、財政健全化計画の策定が義務づけられることになるという指標でございますが、本市令和6年度決算では、実質公債費比率は3.6%、将来負担比率は26.6%でしたので、基準に対しそれぞれ下回っております。

○白濱委員

次に、令和6年度の財政力指数についても確認いたします。

○(財政) 財政課長

財政力指数につきましては0.469でして、令和5年度は0.465、4年度は0.47でありましたので、おおむね横ばいで推移しているところであります。

○白濱委員

財政力指数が低いということは、要は普通交付税に依存している状況であると思われまして。

次に、経常収支比率とは何か。また、本市の令和6年度の経常収支比率をお知らせ願います。

○(財政) 財政課長

經常収支比率につきましては、經常的な経費、歳出に充当しました一般財源額が經常的な一般財源の収入全体に占める割合でして、比率が高いほど財政構造が硬直化していることを示す指標になります。

令和6年度決算では95%となっております、令和5年度は93.4%、令和4年度は92.5%でありましたので、若干上昇傾向になっているところであります。

○白濱委員

令和7年11月に時点修正された小樽市中長期財政収支計画の収支見込みによる財政調整基金の年度末残高見込額が本年度末で31億8,500万円と、前年度まで積み上げてきた残高がここで約11億4,000万円減少しております。

そこで、お伺いいたします。

令和8年度から令和12年度にかけての5年間では、財政調整基金の年度末残高見込額がだんだん減少し、令和12年度末で約12億5,000万円との試算が見込まれておりますので、この減少する要因をお聞きしたいと思います。

○(財政) 西本主幹

財政調整基金の減少の要因につきましては、市税などの歳入増を見込んでいるものの、それ以上に人事院勧告に伴う人件費の増や物価高騰の影響による委託料等の増など歳出増が大きくなっていることにより、収支不足が膨らみ、基金からの繰入れが大きく見込まれることが主な要因となっております。

○白濱委員

いろいろお聞きいたしましたけれども、財政の健全化は歳出を極力抑えることも大切であります、必要な事業に積極的に歳出していくためには、やはり歳入アップが最大のポイントと思っております。

令和8年度から導入される宿泊税、広告料の増収、ふるさと納税の取組強化、収入未済額や未収金額の回収の強化、一般財源、特定財源、関係収入など、それぞれの取組の集約と分析。財政調整基金は家庭における貯金と思われ、将来の不安に備えるためにも、慎重に推移されることを今後も注視してまいりたいと思います。

◎印鑑省略について

続きまして、印鑑省略についてお伺いしたいと思います。

令和6年4月1日以降、小樽市へ提出する数種類の書類につきまして、押印が省略できるようになりました。適用されてから1年以上が経過いたしました。日本では長年、判こ文化が根づいており、押印がないことに抵抗を感じる企業、個人は少なくありません。一方で、より利便性が追求されております。

押印が不要になった書類、地方自治法で押印が義務づけられていて引き続き押印が必要な書類、それぞれの業務の明確化に合わせた業務フローの見直しなど、段階的な推進について御苦労されていると思っております。

検証の意味を含めて何点か質問させていただきます。

まず、請求書について、押印省略ができる場合とは、どのような場合なのでしょうか。

○会計課長

請求書の押印が省略できる場合、つまり条件がございますが、小樽市財務会計規則の規定により、請求書に本件責任者及び担当者の氏名と連絡先を記載することで、押印を省略できることとしております。

○白濱委員

それでは、押印の省略が始まってから現在、省略された請求書と従来の請求書の提出割合と、請求書を提出された事業者の方は請求書の記載に対する注意点の情報に関して、どのようなことで知り得たのか。また、訂正の対応などはどのようにされているのか。それと、今までどおり押印された請求書は郵送か持参でありますけれども、押印省略された請求書の傾向について、負担軽減と利便性の向上という観点から現状をお示ししていただきたいと思っております。

○会計課長

まず、提出される請求書のうち、押印省略した請求書の割合についてでございます。集計を取っていないため正確な割合は分かりませんが、請求書の審査の過程で3割程度あるのではないかと感じております。

次に、請求書の押印省略についての情報につきましては、令和6年2月29日に市のホームページに記載しておりますほか、請求書を受ける所管課から直接事業者に説明などをしております。

次に、押印省略した請求書に誤りがあった場合につきましては、再度請求書を作成して提出していただくこととなっております。

次に、押印を省略した請求書の訂正件数につきましては、所管の課が請求書に不備などがいないか確認の上、会計課に提出しておりますので、会計課においては訂正のある請求書はほぼございません。また、訂正箇所につきましても、お答えできるほどのケースがないところでございます。

最後に、押印省略の請求書の提出傾向につきましては、電子メールでの提出が多いと聞いておりますので、郵送等の事務負担の軽減と利便性向上は図られていると考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後4時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第7号小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について、否決の立場で討論いたします。

日本共産党は、標準化を含む国のデジタル戦略について職場への負担増や人員削減の手段にされるおそれ、自治体独自の住民サービスができなくなるおそれ、自治体の住民を守る機能の喪失、住民の個人情報、プライバシーの流出、デジタル関連企業に自治体が支配されるおそれ、大規模災害の停電やサイバー攻撃等で自治体が機能しなくなるおそれ、テレワーク推進による情報漏えい、長時間労働、ストレス増加のおそれなどから反対してきました。

行政のデジタル化を生かすことで、行政手続の迅速、簡便化が図られ、住民の選択肢を増やすことはいいことです。しかし、政府のデジタル化改革では自治体へ及ぼす影響があり、住民へのサービスが低下しかねない問題があることから、賛成できません。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第7号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも横尾副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。